

民設子育てのひろば事業 質問に対する回答

番号	質 問	回 答
1	民設子育てのひろばの開室時間は、1 日 5 時間で問題ないでしょうか？ 「練馬区は、10 時～16 時までの開室を推奨している」という話を聞いたので教えてください。	開室時間については、補助要綱第2条第1項でお示ししているように、1 日 5 時間以上の開設をお願いしています。 また、時間帯については、子育て親子がいつでも利用しやすいときに利用できる時間帯にしてください。区として推奨している時間帯はなく、現在の民設子育てひろばの開設時間は9時～16 時の時間帯のなかで運営していただいています。
2	提出書類一覧の、No6（法人・団体の代表者履歴書）と、No12（予定される施設長の履歴書または経歴）が、同一人物の場合は、同じものを提出する形で構わないでしょうか？	代表者と施設長が同じ場合は、№6 と№12 が同じもので構いません。
3	現在、（民間の団体）から活動助成を受けて、居場所事業を運営している。民間の助成を受けていても、民設子育てのひろば事業運営費助成団体募集に申請できますか。	民間の団体からの補助金を受給している場合であっても、本補助金の補助対象経費と重複しないよう適切に区分していただければ、申請は可能です。 申請する場合は、提出書類の№8「法人および団体の令和7年度予算関係書類」と、他補助金との区分が分かる書類（自由様式）を添付してください。 なお、民間の団体からの助成で購入したものを、本事業で転用する場合には、その可否について、事前に当該民間団体へご確認ください。
4	地域支援事業の実施は子育てひろば開催日に月1回以上実施するののか。また、子育てひろば開催日とは別に地域支援事業の実施日を設けるののか。	地域支援事業の実施日は、開設日・休室日のいずれでも差し支えありませんが、月1回以上の実施が必要です。

5	(民間の団体) の助成を受けて、地域活動として子ども食堂を実施していますが、子育てひろばに子育て親子向けに子ども食堂を取り入れるのは可能でしょうか。	民設子育てのひろば事業は、国や東京都が規定する「地域子育て支援拠点事業」として補助を行っています。地域子育て支援拠点は、子育て家庭の交流、相談、情報提供を主な目的とした事業であり、子ども食堂のような飲食提供を伴う継続的な取り組みは、補助対象事業の範囲を超えるため実施は難しいです。									
6	物件が決まっていなくても応募は可能でしょうか。	応募時点で、実施を予定している施設が確定していることが要件となります。また、様式 6「予定される施設の状況」の提出が必須です。 なお、選定に際しては、当該予定施設について実地調査を行います。									
7	最低必要な平米数があれば教えてください。	面積基準の定めはありません。補助要綱第 4 条第 3 項にあるとおり、概ね 10 組以上の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さが必要です。 1 組あたり 3 ～ 4 ㎡と仮定した場合、およそ 30 ～ 40 ㎡以上の広さが必要になります。 (参考) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条 <table> <tr> <td>乳児または満 2 歳未満の幼児</td><td>乳児室</td><td>1.65 ㎡/1 人</td></tr> <tr> <td>〃</td><td>ほふく室</td><td>3.3 ㎡/1 人</td></tr> <tr> <td>満 2 歳以上の幼児</td><td>保育室</td><td>1.98 ㎡/1 人</td></tr> </table>	乳児または満 2 歳未満の幼児	乳児室	1.65 ㎡/1 人	〃	ほふく室	3.3 ㎡/1 人	満 2 歳以上の幼児	保育室	1.98 ㎡/1 人
乳児または満 2 歳未満の幼児	乳児室	1.65 ㎡/1 人									
〃	ほふく室	3.3 ㎡/1 人									
満 2 歳以上の幼児	保育室	1.98 ㎡/1 人									